

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼現況届

(2号・3号認定)

平成 年 月 日

互理町長 殿

保護者住所			
保護者氏名	印	行政区	
電話番号			

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る 小学校就学 前の子ども	氏名(フリガナ)	生年月日(出産予定日)	性別	H31.4.1現在
	()	平成 年 月 日	男・女	歳
認定者番号(※既に支給認定を受けている場合のみ記入)				
現在入所中の施設(※継続入所児童の場合のみ記入)				
保育の実施を希望する期間		平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
※保育の 利用を 必要と する理由	父親	()		
	母親	()		

※()には裏面の保育の実施基準の番号をご記入ください。

○家庭の状況(★印の部分は、町で記入します)

区分	(フリガナ) 氏名	申請児童との 続柄	生年月日	性別	職業	★課税の有無		備考
						当該年度 町民税	当該年度 所得税	
入所児童の 世帯員	()			男・女		有・無	有・無	
	()			男・女		有・無	有・無	
	()			男・女		有・無	有・無	
	()			男・女		有・無	有・無	
	()			男・女		有・無	有・無	
	()			男・女		有・無	有・無	
生活保護の状況		適用なし 適用あり(平成 年 月 日保護開始)						

同意書	支給認定および保育料算定のために必要な保護者等の所得状況等について、互理町が調査することに同意します。
	氏名 印

*町記入欄

受付年月日	平成 年 月 日
認定の可否(認定日)	認定者番号
可・否	認定区分等
否の理由: (平成 年 月 日認定)	1号・2号・3号 (標準・短時間)
支給(入所)の可否	入所施設(事業者)名
可・否	支給(利用)期間
否の理由: [施設型・地域型・特例施設型・特例地域型]	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
備考	

記入上の注意

この支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ亘理町（保育施設）に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入所を申込み場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1. 「申請児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。現在妊娠中の児童を入所させたい場合は、生年月日欄に出産予定日を記入してください。
2. 「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
3. 「家庭の状況」の欄は、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入してください。
4. 「入所児童の世帯員」の欄は、入所児童本人以外の入所児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入してください）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。
5. 保育の実施の基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」欄については、（ ）内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が下の表の(1)から(8)までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。（例えば、(1)に該当する場合は就労状況等、(2)では出産予定日や出産日、(3)では傷病名や治療見込み期間等、(4)では看護している病人等の傷病名や治療見込み期間等、(5)では災害の程度・復旧見込み期間等、(6)では具体的活動内容等、(7)では学校名や卒業予定日等、(8)では育児休暇期間や、継続希望児童名等）

なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付してください。

保育の実施の基準【保育の必要性の事由】

保育所における保育の実施の対象となる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) (就労) 一か月に64時間以上労働することが普通なので、その児童を保育できない場合
- (2) (妊娠・出産) 妊娠中であるか、出産後間もないため、その児童の保育ができない場合
- (3) (疾病・障害) 疾病、負傷、精神や身体に障害があるため、その児童の保育ができない場合
- (4) (病人の看護等) 同居の親族（長期間入院している親族を含む）を常時介護又は看護しているため、その児童の保育ができない場合
- (5) (災害復旧) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため、その児童の保育ができない場合
- (6) (求職活動等) 求職活動又は起業の準備を継続的に行っているため、その児童の保育ができない場合
- (7) (就学等) 職業訓練校を含む各種学校に在学しているため、その児童の保育ができない場合
- (8) (育休) 育児休業を取得中に、既に保育を利用している子どもがいて引き続き利用することが必要である場合

(留意事項)

支給認定（保育の必要性の認定）及び保育施設への入所については、

- ・保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
- ・希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
- ・保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合

がありますので、あらかじめご承知ください。

なお、支給認定証の交付につきましては、次年度の4月からの入所を希望する場合、認定事務が集中するため審査に時間を要することから、審査結果は入所内定通知または、待機通知と同時期になる場合がございます。

また、転入予定の方については転入確定後に交付することとなりますのでご承知ください。